

特許庁 総務部 企画調査課 企画班 御中  
( PA0900@jpo.go.jp )

件名 「知的財産分科会とりまとめ（案）への意見」

意見提出者

団体名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
担当名 専務理事 岸原 孝昌  
理事 知財・著作権委員会委員長 鎌田 和幸  
住 所 〒150-0011 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
電 話 03-5468-5091  
メール info@mcf.or.jp

提出日 平成 26 年 1 月 24 日

## I. 総論意見

ハーグ協定への加入に向けて検討をすすめること自体には異論はありません。しかしながら、画像デザインに関連する意匠法改正案の具体的な制度案については、関連産業界に対して十分な説明がされておらず、十分に理解を得られていない状況であります。過去数年間検討されていた制度案とは全く異なる現在の制度案に変更したとの説明を、2013 年 12 月に唐突に受けただけの状況であります。現在提案されている案については、意味不可解な点が多々あり、理解も難しく、検討にも支障をきたしております。2014 年初旬を目途とした期限ありきの進め方には明確に反対であります。また、報告書のとりまとめも時期尚早であります。

そもそも画像デザインについては、意匠法での保護拡充案は必要ないとの意見であります。仮に保護が拡充されるとしても、音楽配信および電子書籍配信等については、適用除外分野とされているゲーム分野等同様に適用除外を求めるとの意見であります。

我が国のデジタルコンテンツ産業発展のためにも、慎重な議論と検討を求めます。

海外での権利取得や模倣品対策の行政的支援については、特に中小企業等に限定をせず、我が国の企業全般を対象とすべきであります。

我が国の全体の産業発展のため、料金制度の見直しを行うこと自体は賛成ですが、無用な出願の乱立、調査や審査の負担増、権利付与遅延、無用な係争の増加など、弊害が生じないように検討すべきであります。

総論意見、以上。

## II. 各論意見

### 意見 1

「第 2 章 今後の取組みのあり方 (1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援 –海外での権利取得や模倣品対策の支援」について

とりまとめ (案) には、「我が国の多くの中小企業等にとって」とされています。

しかしながら、我が国の産業競争力を国際的に強化し発展させる観点から、海外での権利取得や模倣品対策の行政的支援は特に中小企業等の企業規模に限定をする必要がないと思慮します。

よって、海外での権利取得や模倣品対策の行政的支援については、特に中小企業等に限定をせず、我が国の企業全般、クリエイター等主体を問わないこととすべきであります。

意見 1、以上。

### 意見 2

「第 2 章 今後の取組みのあり方 (2) 中小企業・地域への支援強化 –料金制度の見直し」について

我が国の全体の産業発展のため、中小企業を対象とした料金制度の見直しを行うこと自体は賛成であります。

ただし、安易な料金見直しにより、無用な出願が乱立し、権利付与のための審査が増加し、真に保護されるべき有用な権利への権利付与が遅延し、企業等における調査負担も増加し、無用な係争が増加するなど、弊害が生じないように料金改定を検討していただきたい。

意見 2、以上。

### 意見 3

「第 3 章 具体的な課題と取り組み <直ちに具体的な措置を講ずるもの> ○利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し ・一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組み」について

ハーグ協定への加入に向けて検討をすすめること自体には異論はありません。

しかしながら、具体的な制度案について、直接的に影響のある企業、関連企業ならびに団体などの関連産業界に対して、十分な説明がされておらず、十分に理解を得られていない状況であります。この状況下において、2014 年初旬を目途とした期限ありきの進め方には明確に反対します。もっと、我が国における関連産業界の意見を聞くべきであり、慎重な議論と検討を求めます。

特に、意匠制度小委員会において検討をすすめている議題の一つとして、画像デザインの意匠法での保護拡充案があります。画像デザインの意匠法での保護拡充案については、過去数年間検討されていた制度案を、唐突に変更したとの説明が 2013 年 12 月になされただ

けの状況であります。当団体は、我が国のデジタルコンテンツ産業にかかわる 161 社が加盟する団体であります。説明を受けた制度案について、十分な説明も議論もなされたと認識しておりません。

当団体に加盟する会員企業からは、そもそも画像デザインについては意匠法での保護拡充案は必要ないとの意見が多数提出されています。また、音楽配信および電子書籍配信等の会員企業からは、仮に保護が拡充されるとしても適用除外分野とされているゲーム分野等同様に、適用除外すべきとの意見が提出されています。また、現在提案されている案については、意味不可解な点が多々あり、理解も難しく、検討にも支障をきたしているとの意見も提出されています。

このような状況ですから、2014 年初旬という直前の期限を定め、期限ありきの進め方はすべきではありません。

我が国のデジタルコンテンツ産業発展のためにも、慎重な議論と検討を求めます。

意見 3、以上。

#### 意見 4

「第 3 章具体的な課題と取り組み <法制的・実務的な整理を早急に進めるもの> ○画像デザインの保護拡充に向けた関連法整備」について

制度設計及び運用面の対応について検討を進め、2014 年初旬を目途に報告書を取りまとめる、とされています。

当団体は、我が国のデジタルコンテンツ産業にかかわる 161 社が加盟する団体ですが、画像デザインの保護拡充案について、現在提案されている制度案に変更したいということ、2013 年 12 月に唐突にお聞きただけであり、2012 年 11 月に提示されていた検討案とも異なる上、その変更された内容と理由について十分な説明も議論がなされたと認識しておりません。

当団体の意見としては、そもそも画像デザインを現行の意匠法で定められている保護範囲を超えて保護拡充することは必要ないとの意見であります。仮に保護拡充されるならば、音楽配信および電子書籍配信等についてもゲーム分野等同様に適用除外の分野とすることを求めるとの意見であります。また、2013 年 12 月に唐突に説明を受けた新たな制度案については意味不可解な点が多々あります。

このような状況にあつては、制度設計および運用面の対応についての検討は慎重であるべきで、2014 年初旬の報告書のとりまとめるは時期尚早であると思慮します。

我が国のデジタルコンテンツ産業発展に資する制度設計を慎重に検討していくべきであります。

意見 4、以上。

以 上